

鳴門教育大学特別聴講学生規則

平成16年 4 月 1 日

規則第 31 号

改正 平成17年 3 月 14日規則第17号

平成24年 3 月 19日規則第15号

平成27年 2 月 27日規則第6号

平成31年 2 月 27日規則第4号

令和4年 2 月 24日規則第2号

令和8年 2 月 27日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第94条の規定に基づき、特別聴講学生について、必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学年及び学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 入学資格は、他の大学、短期大学又は大学院（外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「大学等」という。）に在学する者で、鳴門教育大学（以下「本学」という。）と所属する大学等との協議に基づき、特定の授業科目の履修が教育上有益と認められるものとする。

(入学の出願)

第4条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を所属する大学等の長を通じて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（別記様式第1号）

(2) 所属する大学等の長の推薦書

(3) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選考)

第4条の2 入学者の選考は、授業担当教員の下承を得たものについて教務委員会において行うものとする。

2 前項の選考は、前条の書類により行うものとする。

(入学許可)

第5条 学長は、前条の入学者選考に合格した者に入学を許可する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、履修を許可された授業科目が開講される期間とする。

(単位認定等)

第7条 履修した科目については、試験を実施の上、合格者には所定の単位を与える。

2 前項の規定により認定された単位については、単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生は、本学が別に定める科目等履修生の授業料の額に相当する授業料を科

目等履修生の授業料の納付方法の例により納付しなければならない。ただし、当該学生が国立大学等の学生である場合、及び本学が公立又は私立の大学等と締結する大学間相互単位互換協定に基づき、授業料が相互に不徴収とされている学生である場合は、納付を要しない。

(実験、実習等の費用)

第9条 実験、実習等に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることができる。

(入学許可の取消し)

第10条 学長は、特別聴講学生が次の各号の一に該当するときは、教務委員会の議を経て、当該大学等の長と協議の上、入学許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 本学の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受け入れの趣旨に反する行為等があると認められるとき。

(学則等の準用)

第11条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則及び鳴門教育大学学生規則（平成16年規則第27号）等の規定を準用する。

(実施細則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

令和 年度鳴門教育大学特別聴講学生入学願書						
ふりがな 氏名	性別 男・女 年 月 日生				写 真 貼 付 4 cm × 3 cm 無帽上半身正面	
所属大学	大学 大学院	学部 研究科	学科（課程） 専攻 コース			
現住所	〒 TEL メールアドレス					
履修期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
履 修 希 望 科 目	授 業 科 目 名	単位数	学 期	曜 日 ・ 時 限	単 位 認 定 必要の有無	備 考
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
				曜 時 限	有 無	
所属する大学、短期大学又は大学院の長の推薦書を添付すること。						

備考 規格は、A4判とする。